

15 法定外税の実施状況（令和7年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R6.4.1) 966
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (R3.11.10) 12,727
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51,200円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (R6.1.16) 1,927
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は29,500円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③600円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (R6.4.1) 3,996
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌日以降29,500円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③750円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R7.4.1) 1,244
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②42,700円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R7.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (R6.7.4) 2,638
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②60,060円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.21施行 (R5.6.21) 1,128
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,300円/千kW(3か月)(廃止措置中は11,150円/千kW(3か月))	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行  (R6.11.15) 4,775
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②52,330円/kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行  (R5.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行  (R4.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①34,000円/kW(3か月)	S53.10.18施行  (R6.4.1)  1,322
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の保管(原子炉施設)	③使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③原子炉設置者		③1,500円/kg	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④60,100円/kg	
			⑤使用済燃料の保管(再処理施設)	⑤使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,500円/kg	
			⑥高放射性廃液の保管	⑥高放射性廃液の数量	⑥再処理事業者		⑥2,263,000円/m <sup>3</sup>	
			⑦ガラス固化体の保管	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦再処理事業者		⑦1,219,000円/本 (420本超過分は1,401,000円/本)	
			⑧プルトニウムの保管	⑧プルトニウムの重量	⑧原子力事業者		⑧5,100円/kg	
			⑨放射性廃棄物の発生	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨106,000円/m <sup>3</sup>	
			⑩放射性廃棄物の保管	⑩放射性廃棄物の容器の容量	⑩原子力事業者		⑩5,100円/m <sup>3</sup>	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行  (R6.8.31)  24,004
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の貯蔵(中間貯蔵施設)	④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④使用済燃料貯蔵事業者		④620円/kg	
			⑤使用済燃料の受入れ	⑤受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤19,400円/kg	
			⑥使用済燃料の貯蔵(再処理施設)	⑥使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑥再処理事業者		⑥1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑦廃棄物の埋設	⑦廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑦廃棄物埋設事業者		⑦96,500円/m <sup>3</sup>	
			⑧廃棄物の管理	⑧ガラス固化体の容器の数量	⑧廃棄物管理事業者		⑧2,971,300円/本	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
14	宮城県	再生可能エネルギー地域共生促進税	再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、バイオマスに限る。)ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される(地域との共生が図られている)場合等は除く。	総発電出力(再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値)	再生可能エネルギー発電設備の所有者	普通徴収	① 太陽光発電設備: 620円/kW ② 風力発電設備: 2,470円/kW ③ バイオマス発電設備: 1,050円/kW ただし、①、②については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合、当該額に応じて別に定める税率。	R6.4.1施行  0
15	青森県	再生可能エネルギー共生税	再生可能エネルギー発電施設(青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例第2条第1号に規定する再生可能エネルギー発電施設(その附属施設を除く。))であってその事業の用に供しているものをいう。 ※太陽光2,000kW以上、風力500kW以上の発電施設。	総発電出力(再生可能エネルギー発電施設の再生可能エネルギー源ごとの出力の合計)	再生可能エネルギー発電施設の所有者	普通徴収	(保護地域・保全地域) ① 太陽光発電施設: 410円/kW ② 風力発電施設: 1,990円/kW  (調整地域) ① 太陽光発電施設: 110円/kW ② 風力発電施設: 300円/kW	R7.10.7施行

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 青森県再生可能エネルギー共生税は、令和7年10月7日に施行されたものであり、令和6年度の徴収実績はない。

(2) 市町村法定外普通税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (R3. 3. 31)  528
2	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (R6. 5. 23)  75
3	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	290,000円/体	H15. 11. 1施行 (R6. 1. 5)  602
4	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	550円/kg	H30. 4. 1施行 (R5. 4. 1)  409
5	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg	R2. 10. 1施行  747
			②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)				②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目: 50円 2年目: 100円 3年目: 150円 4年目: 200円 5年目: 250円 (5年が上限)	
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行  282
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き交わす利用者の回数	関西国際空港連絡橋を自動車で行き交わす回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (R4. 8. 1)  426
8	広島県 廿日市市	宮島訪問税	船舶により宮島町の区域に訪問(※)をする行為  (※)訪問とは、宮島町以外の区域(公有水面を除く。)から宮島町の区域(公有水面を除く。)に入域することをいう。	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数	訪問者(※)  (※)訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者(旅客船舶の乗員を除く。)又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 (1)宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者 (2)宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等	特別徴収、申告納付	1人1回につき100円  1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	R5. 9. 1施行  394
9	青森県 むつ市	使用済燃料税	使用済燃料の貯蔵(中間貯蔵施設)	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	使用済燃料貯蔵事業者	申告納付	620円/kg	R6. 9. 24施行  2
10	京都府 京都市	非居住住宅利活用促進税	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者がいないもの)	・家屋価値割: 非居住住宅に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 ・立地床面積割: 非居住住宅の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を当該土地の地積で除して得た額に当該非居住住宅の各階の床面積の合計面積を乗じて得た額	非居住住宅の所有者	普通徴収	・家屋価値割: 0.7% ・立地床面積割: 家屋価値割の課税標準が700万円未満である場合0.15% 700万円以上900万円未満である場合0.3% 900万円以上である場合0.6%	R12. 4. 1施行 (予定)  〔平年度見込額〕 954

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 京都市非居住住宅利活用促進税は、令和6年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。

## (3) 道府県法定外目的税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	収税の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14.4.1施行  723
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行  543
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 (R5.4.1)  591
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 (R5.4.1)  4
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H16.1.1施行  92
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H16.1.1施行  73
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/ト)	H16.1.1施行  236
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 500ト以下は免税	H16.1.1施行  51

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  145
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者  ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  160
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  118
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  100
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R7.4.1) 414
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R7.4.1) 387
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  197
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  150
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  138

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  351
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  177
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  340
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  107
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行  490
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行  336
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行  62
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  751
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  154

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場では750円/トン)	H19.4.1施行  210
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円	H14.10.1施行  6,369
29	大阪府	宿泊税	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	大阪府内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	大阪府内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が5千円以上15千円未満…200円 15千円以上20千円未満…400円 20千円以上…500円	H29.1.1施行  (R7.9.1)  3,322
30	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル)営業・簡易宿所営業を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円  ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行  1,874
31	宮城県	宿泊税	宮城県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	宮城県内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	宮城県内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	特別徴収	【全県】 1人1泊につき300円 【仙台市内】 1人1泊につき100円	R8.1.13施行  平年度見込額 1,219
32	広島県	宿泊税	広島県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用	広島県内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	広島県内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 2,300

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
33	北海道	宿泊税	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	北海道内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	北海道内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 4,480
34	長野県	宿泊税	長野県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	長野県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを旨とし、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用	長野県内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	長野県内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき300円 (制度開始後3年間は200円)  ただし、松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る税率は、1人1泊につき県宿泊税額に1/2を乗じて得た額とする。	R8.6.1施行 (予定)  (平年度見込額) 3,290
35	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を持ち込み又は他人を持ち込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車を持ち込む回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行  6

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 宮城県宿泊税、広島県宿泊税、北海道宿泊税、長野県宿泊税は、令和6年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行  9
2	福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行  1,261
3	佐賀県 玄海町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 (使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限定する。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	550円/kg	H29.4.1施行  (R4.4.1)  483
4	沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行  4
5	沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1施行  3
6	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1施行  14
7	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は課税免除)	H30.4.1施行  11
8	大阪府 箕面市	開発事業等緑化負担税	事業として行う開発行為等	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積	開発行為等を行う事業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行  68



No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
14	長崎県 長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	都市の魅力高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R5.4.1施行  362
15	北海道 二セコ町	宿泊税	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	二セコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上100千円未満 …1,000円 100千円以上 …2,000円  ※当分の間、宿泊料金が 5,001円未満 …100円	R6.11.1施行  129
16	愛知県 常滑市	宿泊税	常滑市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることによって新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.1.6施行  32
17	静岡県 熱海市	宿泊税	熱海市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	熱海市内の宿泊施設における宿泊数	熱海市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.4.1施行  (平年度見込額) 600
18	北海道 赤井川村	宿泊税	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村の魅力高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 8千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R7.11.1施行  (平年度見込額) 42

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
19	岐阜県 高山市	宿泊税	高山市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを進展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市飛騨高山」の実現に資する費用	高山市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	高山市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 1万円未満 …100円 1万円以上3万円未満 …200円 3万円以上 …300円	R7.10.1施行  (平年度見込額) 400
20	岐阜県 下呂市	宿泊税	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・駅舎、景観整備など観光客の受入環境の整備充実 ・観光資源の魅力の増進、情報発信 ・その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策	下呂市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	下呂市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5千円未満 …100円 5千円以上 …200円	R7.10.1施行  (平年度見込額) 200
21	島根県 松江市	宿泊税	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用	松江市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	松江市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.12.1施行  (平年度見込額) 330
22	青森県 弘前市	宿泊税	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費	弘前市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	弘前市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.12.1施行  (平年度見込額) 120
23	宮城県 仙台市	宿泊税	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用	仙台市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	仙台市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.1.13施行  (平年度見込額) 1,020
24	北海道 札幌市	宿泊税	札幌市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	札幌市が、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	札幌市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	札幌市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 2,730

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
25	北海道 函館市	宿泊税	函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	函館市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	函館市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上10万円未満 …500円 10万円以上 …2,000円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 390
26	北海道 小樽市	宿泊税	小樽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、小樽観光の振興を図る施策に要する費用	小樽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	小樽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 220
27	北海道 旭川市	宿泊税	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増加させる取組や、宿泊者へ還元することを目的とした施策に要する費用	旭川市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	旭川市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 380
28	北海道 釧路市	宿泊税	釧路市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入れ環境の充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	釧路市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	釧路市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 300
29	北海道 帯広市	宿泊税	帯広市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び帯広市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	帯広市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	帯広市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 219
30	北海道 北見市	宿泊税	北見市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び北見市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	北見市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	北見市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 140

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
31	北海道 網走市	宿泊税	網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び網走市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	網走市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	網走市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 70
32	北海道 富良野市	宿泊税	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上、受入環境の充実及び継続的な観光振興と情報発信、その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	富良野市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	富良野市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …200円 2万円以上5万円未満 …300円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 150
33	北海道 留寿都村	宿泊税	留寿都村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	留寿都村の観光振興を図る施策に要する費用	留寿都村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	留寿都村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 68
34	北海道 占冠村	宿泊税	占冠村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	緑豊かな占冠村の魅力を高め、北海道内でも誇れるリゾートを持つ自治体として、持続的に観光振興に取り組む費用	占冠村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	占冠村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 70
35	北海道 音更町	宿泊税	音更町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	滞在型及び通年型観光の推進、受入環境の充実、持続可能な観光振興の推進を図る施策に要する費用	音更町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	音更町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 86
36	北海道 新得町	宿泊税	新得町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上、情報発信の強化及び宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の充実など継続的な観光の振興を図る施策に要する費用	新得町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	新得町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5千円未満 …50円 5千円以上2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 14

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
37	神奈川県 湯河原町	宿泊税	湯河原町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	湯河原町内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	湯河原町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5万円未満 …300円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 190
38	岐阜県 岐阜市	宿泊税	岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	①観光客に選ばれるまちー誘客促進・プロモーション事業ー ②何度でも訪れたいなるまちーおもてなし向上事業ー ③観光資源の創出ー魅力向上事業ー ④観光インフラ整備等	岐阜市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	岐阜市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 140
39	三重県 鳥羽市	宿泊税	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・宿泊促進(宿泊者の満足度向上)に関する事業 ・受け入れ体制の強化、観光インフラ整備に関する事業 ・伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用に関する事業 ・観光関連団体の組織強化に関する事業	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定)  (平年度見込額) 329
40	長野県 軽井沢町	宿泊税	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高めるとともに、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図るための費用	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 6千円以上1万円未満 …150円(制度開始3年間は100円) 1万円以上10万円未満 …200円(制度開始3年間は150円) 10万円以上 …650円(制度開始3年間は600円)	R8.6.1施行 (予定)  (平年度見込額) 320
41	長野県 阿智村	宿泊税	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	阿智村が観光による持続可能な地域づくりを目指す、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、屋神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用	阿智村内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	阿智村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.6.1施行 (予定)  (平年度見込額) 60
42	長野県 白馬村	宿泊税	白馬村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	白馬村内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	白馬村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 6千円以上2万円未満 …150円(制度開始3年間は100円) 2万円以上5万円未満 …350円(制度開始3年間は300円) 5万円以上10万円未満 …850円(制度開始3年間は800円) 10万円以上 …1,850円(制度開始3年間は1,800円)	R8.6.1施行 (予定)  (平年度見込額) 250

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
43	熊本県 熊本市	宿泊税	熊本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	熊本市の観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用	熊本市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	熊本市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.7.1施行 (予定)  (平年度見込額) 700
44	栃木県 那須町	宿泊税	那須町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	那須町の観光資源を磨き上げ、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	那須町内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	那須町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 1万円未満 …100円 1万円以上2万円未満 …300円 2万円以上3万円未満 …500円 3万円以上5万円未満 …800円 5万円以上10万円未満 …1,500円 10万円以上 …3,000円	R8.10.1施行 (予定)  (平年度見込額) 300

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 静岡県熱海市、北海道赤井川村、岐阜県高山市、岐阜県下呂市、島根県松江市、青森県弘前市、宮城県仙台市、北海道札幌市、北海道函館市、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道網走市、北海道富良野市、北海道留寿都村、北海道占冠村、北海道音更町、北海道新得町、神奈川県湯河原町、岐阜県岐阜市、三重県鳥羽市、長野県軽井沢町、長野県阿智村、長野県白馬村、熊本県熊本市、栃木県那須町は、令和6年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。